

令和6年4月10日

関係者各位

更生会社 株式会社プロルート丸光
管財人 弁護士 山本幸治

人員及び組織体制の見直しに関するお知らせ

冠省 春分の候、貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

株式会社プロルート丸光（以下「当社」といいます。）は、令和5年12月5日、大阪地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、令和6年1月5日、同庁から更生手続開始決定を受け、その翌日、東京証券取引所の上場廃止となりました。

以後、指揮命令系統を管財人室へ一本化し、経営基盤の抜本的な改革を図るため、人員配置の見直し、販売体制の強化及び業務効率の改善等に向けた取り組みを実施し、事業の再建に向けての歩みを進めております。これも偏に、関係者の皆様のご支援・ご協力の賜物であり、改めて厚く御礼を申し上げます。

今後、当社は、上場会社を前提とした組織・人員体制からの脱却をはじめ、ビューティー事業及びヘルスケア事業からの撤退を含めた事業の整理を行い、主力事業である総合衣料卸売事業・ブランドプロダクト事業への統合強化、並びにこれに伴う組織体制の刷新及び事業規模に応じた人員削減等を実施し、業績の安定化に加え、恒常的な黒字化を目指してまいります。

今後、関係者の皆様にはご迷惑をおかけする場面もあるかと存じますが、当社は、従業員と管財人団が一丸となり、必ず事業の再生を図り、大阪船場の卸売業者におけるリーディングカンパニーへの復活を果たせるよう全力で取り組んでまいりますので、引き続き、本更生手続への格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上